

2023

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和5年5月号



毎月15日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
愛媛県主催「働き方改革セミナー」「男性育休セミナー」のご案内	2
新しい「ひめボス宣言事業所」認証制度について（リーフレット）	7
中小企業労働相談所のご利用について	9
「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！	10
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	11
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業の募集	12
奨学金返還支援制度（IT 人材確保枠）助成対象者向けチラシ	13
労働委員会の窓（令和5年4月分）	15

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

ケアプラザ新居浜のご案内	16
母性健康管理措置に係る両立支援等助成金のご案内	18
新型コロナ母性健康管理措置のご案内	20
従業員 1,000 人超企業の男性育休取得率等公表義務について	24

厚生労働省からのご案内・お知らせ

労働保険に関するお知らせ	25
--------------	----

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

愛媛県主催

「生産性向上に向けたこれからの働き方改革セミナー」

「男性育休取得促進セミナー」 の参加企業を募集します！



働き方改革に新たに取り組みたいけれど、
マンパワーやノウハウが十分になくてなかなか実践に移せない…

そんな県内中小企業の経営者の方必見！！

愛媛県では、県内中小企業の最適な働き方の導入・定着を支援するため、
生産性向上や人材育成のヒントが見つかる！

「生産性向上に向けたこれからの働き方改革セミナー」

男性育休取得促進のアイデアが学べる！

「男性育休取得促進セミナー」

を開催します。参加費は無料ですので、ぜひご参加ください！

生産性向上に向けた これからの働き方改革セミナー

令和5年度 愛媛県働き方最適化支援事業

生産性向上 に向けた これからの 働き方改革 セミナー

30社
まで
無料



県内企業の取組事例も公開！

自社に合った生産性向上や人材育成のヒントが見つかる！

～ ウィズコロナ時代の今こそ！生産性向上、持続可能な事業経営に向けた取り組みを！～

本県では、生産年齢人口が減少傾向にあり、企業においては「新たな人材の確保が困難な状況が続いています。ウィズコロナ時代を迎え、企業活動の立て直しや社会経済活動の再開が求められる中、「生産性向上」を推進することで、コスト削減や労働環境の改善を実現した「持続可能な事業経営」が急務となっています。

こうした中、当セミナーでは生産性向上に向けて各企業における最適な働き方の検討・導入を目指し、社内でリーダーシップを高める人材を育成することを目的としています。

実行期間 2023年 **4/27(水)～6/8(木)**
※参加費は無料です。定員に達し次第、早稲刈りとなります。

会場 松山市総合コミュニティセンター
(松山市東7丁目)
〒790-0811 松山市東7丁目1番10号
※申し込み後、会場変更の可能性があります。

開催日時 6/27(火) 13:00～16:30

対象者 県内中小企業の経営者及び
労務管理担当者、職場リーダーなど
このような企業の方に！

- 働き方改革の取組が進まない
- 組織効率の立上げや長期的な進め方を学びたい
- 業務効率化、多能工化、プロセス見直し、
コミュニケーション強化、人材育成(働きがいの向上)
などの取組を実施したい
- 他社がどんな取組をしているのが気になる
- 働き方改革で生産性を高めたい、
新たな人材確保につなげたい

参加特典

1 働き方改革実践
モデル企業になるチャンス！
当セミナーでは、生産性向上に向けた働き方改革
モデル企業(業績向上)の取組事例を公開します。
詳しくは要項をご覧ください。

2 働き方改革取組ガイドを進進！
県内の中小企業に向けた働き方改革ガイドです。
最新の取組事例や法規制の対応に役立つ、
企業に合った働き方改革(生産性向上や人材
育成)の取組ガイドが掲載されています。

講師紹介 株式会社ワークンエージェント
働き方改革
業務改善コンサルタント
藤原 輝氏
中小3,000社以上の人材採用コンサルタント
としての実績を持ち、現在は働き方
改革の取組に関するコンサルティングとして、
1,000社以上の企業支援に携わっています。
1,000社以上の企業支援に携わっています。
1,000社以上の企業支援に携わっています。

主催：愛媛県経済労働部 産業雇用局労政雇用課 企画・運営：株式会社 ワークンエージェント

男性育休取得促進セミナー

令和5年度 愛媛県働き方最適化支援事業

POINT 育児・介護休業法(ルール)と
取得促進アイデア(運用)の
2つが学べる！

男性育休 取得促進セミナー

参加費
無料



～ 愛媛県男性育休取得促進モデル創出～

昨年4月より育児・介護休業法が改正され、育児休業を取得しやすい職場環境や制度取得の意向確認が義務化されました。また昨年10月からは、新制度「産後(バ)育休制度」も施行されました。男性が積極的に育児に参加できる職場環境づくりが求められています。

そうした中、本県では、男性育休促進にしっかり取り組みたい企業を対象にセミナーを開催します。

当セミナーでは、参加者が主となり、様々な意見交換を交えながら自社の課題を整理し、改正法に関する疑問を深めつつ、社内業務や体制づくりのベストプラクティスを学びます。また、専門家による個別支援も実施します。

定員 10社
各社参加
2名まで

申込受付期間 2023年 **4/27(水)～6/8(木)**
※申し込みは先着順です。定員に達し次第、早稲刈りとなります。

開催日時 6/13(水) 13:00～16:30
7/12(水) 13:00～16:30
11/15(水) 13:00～16:30

対象者 県内中小企業の経営者及び
労務管理担当者、職場リーダーなど
このような企業の方に！

- 男性育休に関する就業規則の整備について
具体的な方法を知りたい
- 今回の法改正についてまだ理解できていない
- 制度はあるけれども
なかなか取得が進んでいない
- 他社がどのように取り組んでいるのを知りたい

第1回セミナー 6/13(水) 13:00～16:30

第2回セミナー 7/12(水) 13:00～16:30

第3回セミナー 11/15(水) 13:00～16:30

第2回ゲスト 男性育休取得率100%企業
清水ハルス株式会社
ダイバーシティ推進部
スベジタリスト(部長)
木原 淳子氏
1998年創業のフスハル。2016年ダイバーシティ推進部を
設置し、男性育休取得率100%を達成。
企業文化の醸成に尽力し、
従業員一人ひとりに対しての
自立支援に積極的に取り組む。

セミナー会場 松山市総合コミュニティセンター
(松山市東7丁目)
※新型コロナウイルス感染症の感染防止策により、オンラインセミナー形式に変更する場合があります。

休業法改正の解説とポイント 特定社会保険労務士
木村 貴子氏
特定社会保険労務士として100社以上の労働
相談に携わる。自身の経験と仕事の両立の
経験から、両立支援にも積極的に取り組んで
いる。MBA学位取得、国立支援コーディネー
ターとしても活躍。

講師紹介 取得促進の環境づくり(経営改革・業務改善)
働き方改革・業務改善コンサルタント
藤原 輝氏
中小3,000社以上の人材採用コンサルタント
としての実績を持ち、現在は働き方改革の専
門コンサルタントとして、年々1,000社以上
の企業支援に携わり、幅広い業界で業務改善
や生産性の向上支援に定評あり。

主催：愛媛県経済労働部 産業雇用局労政雇用課 企画・運営：株式会社 ワークンエージェント

○主催：愛媛県 労政雇用課 (TEL:089-912-2502 / FAX:089-912-2508)

○県HP：<https://www.pref.ehime.jp/h30500/saitekika.html>



生産性向上 に向けた これからの 働き方改革 セミナー



県内企業の取組事例も公開！

自社に合った生産性向上や人材育成のヒントが見つかる！

～ ウィズコロナ時代の今こそ！ 生産性向上、持続可能な事業経営に向けた取り組みを！！～

本県では、生産年齢人口が減少傾向にあり、企業においては「新たな人材の確保」が困難な状況が続いています。ウィズコロナ時代を迎え、企業活動の立て直しや社会経済活動の再開が求められる今、「生産性の向上」を推進することで、コスト削減や労働環境の改善を実現した「持続可能な事業経営」が急務となっています。

こうした中、当セミナーでは生産性向上に向けて各企業における最適な働き方の検討・導入を目指し、社内でリーダーシップを発揮する人材を育成することを目的としています。

受付期間

2023年

4/27(木) ▶ 6/8(木)

※30社が集まり次第、受付終了となりますので、早めにご応募ください。

会場

松山市総合コミュニティセンター
(松山市湊町7丁目)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、
オンラインセミナー形式に変更する場合があります。

開催日時

6/27(火) 13:00～16:30

対象者

県内中小企業の **経営者** 及び
労務管理担当者、職場リーダー など

このような企業の方に！

- 働き方改革の取組が前に進まない
- 取組戦略の立て方や具体的な進め方を学びたい
- 業務効率化、多能工化、プロセス見直し、
コミュニケーション強化、人材育成(働きがい向上)
などの実行施策を知りたい
- 他社がどんな取組をしているのか関心がある
- 働き方改革で生産性を高めたい、
新たな人材確保につなげたい

参加
特典

1 働き方改革実践 モデル企業になるチャンス！

当セミナーでは、生産性向上につながった働き方改革
モデル支援事業(参加費無料)の説明も行います。
詳しくは裏面をご参照ください。

2 働き方改革取組ガイドを進呈！

県内の中小企業に向けた働き方改革取組ガイドです。
単なる残業規則や法改正への対応にとどまらない
本質的な働き方改革(生産性向上や人材確保)
のためのヒントが満載です。



講師
紹介

株式会社ワーキンエージェント
働き方改革・
業務改善コンサルタント

藤原 輝氏

中小3,000社以上の人材採用コンサルタントとしての実績を持ち、現在は働き方改革の専門コンサルタントとして、延べ1,000社以上の企業支援に携わる。幅広い業種で業務改善や生産性の向上指導に定評あり。



セミナープログラム

講義	<p>働き方改革の理解、人的資本経営と働きがい</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人材マネジメントの変遷 <p>自社課題を分析する“4つの枠組み”</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人材多様化時代の「働きやすさ」「働きがい」 ● VUCA時代の「守り」と「攻め」の経営戦略
ワーク	自社のこれまでの取組を総点検
講義	<p>生産性向上、働きがい向上の施策・手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務改善、効率化の実践手法 ● モチベーション理論 ● 働きがい向上の3つのアプローチ
実践発表	<p>愛媛県働き方改革実践モデル企業の取組事例紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社玉井歯科商店 (令和4年度コンサルティング事業参加) 
ワーク	<p>グループディスカッション・交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職務特性モデルワーク ● グループ内での意見発表
お知らせ	「R5年度 愛媛県働き方改革実践モデル企業創出支援事業」の説明

お知らせ

R5年度 愛媛県働き方改革 実践モデル企業創出支援事業

業務の効率化、生産性向上、社員のスキルアップ、職場の関係性向上、社員の定着率向上など多くの成果が生まれています！

令和3年度モデル企業

- ケアコンシェルジュ今井（西条市／介護福祉）
- 株式会社小笠原工務所（松山市／測量設計）
- 株式会社パルソフトウェアサービス（松山市／ソフトウェア開発）

令和4年度モデル企業

- 株式会社玉井歯科商店（松山市／歯科用器材卸売）
- ジャスティン株式会社（四国中央市／工業用品設計・製造、施工・販売）
- ハイスピードコーポレーション株式会社（松山市／建設）

今年度も参加企業を募集します

働き方改革 実践モデル企業になるチャンス！

※当支援事業については、セミナー内でもご説明いたします。



申込受付期間 >>> 2023年 4/27(木) ▶ 6/8(木)

参加お申し込みについて

事業専用ホームページ内の「申込フォーム」からお申し込みください。
(メールやFAXでのお申し込みも受け付けております。)



愛媛県
イメージアップ
キャラクター
みきやん

※携帯メールアドレスはご登録いただけません。 ※ご登録いただいた情報は適正に管理し、本事業のみに利用いたします。

専用HP

<https://hatarakikata-ehime.com>

専用サイトからのお申し込みが難しい方は、セミナー事務局までお問合せください。

☎082-264-8755 E-mail : info-consul@workin-agent.co.jp

お問合せ先

令和5年度 愛媛県働き方最適化支援事業「働き方改革推進セミナー」事務局
【本事業受託者】
株式会社ワーキンエージェント TEL:082-264-8755 / FAX:082-577-0090

主催

愛媛県経済労働部 産業雇用局労政雇用課
TEL:089-912-2502 / FAX:089-912-2508

共催

働ナビえひめ
(愛媛県働き方改革包括支援プラザ)



育児・介護休業法(ルール)と
取得促進アイデア(運用)の
2つが学べる♪



男性育休 取得促進セミナー

全3回

参加費
無料

～ 愛媛県男性育休取得促進モデル創出 ～

昨年4月より育児・介護休業法が改正され、育児休業を取得しやすい環境整備や制度取得の意向確認が義務化されました。また昨年10月からは、新制度「産後パパ育休制度」も施行され、男性が積極的に育児に参加できる職場環境づくりが求められています。

そうした中、本県では、男性育休促進にしっかり取り組みたい企業を対象にセミナーを開催します。

当セミナーでは、参加者が主体となり、様々な意見交換を交えながら自社の課題を整理し、改正法に関する知識を深めつつ、社内実務や体制づくりのベストプラクティスを学びます。また、専門家による個別支援も実施します。



愛媛県イメージアップキャラクター
みきやん

定員
10社
各社参加
2名まで

申込受付期間

2023年

4/27木 ▶ 6/8木

※10社が集まり次第、受付終了となりますので、早めにご応募ください。

対象者 県内中小企業の経営者及び
労務管理担当者、職場リーダーなど

このような企業の方に！

- ☑ 男性育休に関する就業規則の整備について具体的な方法を知りたい
- ☑ 今回の法改正についてまだ理解できていない
- ☑ 制度はあるけれどもなかなか取得が進んでいない
- ☑ 他社がどのように取り組んでいるか知りたい

開催日時

参加企業と調整の上個別支援を実施します。

第1回セミナー 6/13火 13:00～16:30	第2回セミナー 7/12水 13:00～16:30	第3回セミナー 11/15水 13:00～16:30
---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

第2回 ゲスト



男性育休取得率100%企業

積水ハウス株式会社
ダイバーシティ推進部
スペシャリスト(課長)
木原 淳子氏

1998年積水ハウス入社。
2016年よりダイバーシティ推進部へ。
男性育休の制度設計を担当。
仕事と育児・介護・治療などとの
両立支援業務に幅広く従事。

セミナー会場 松山市総合コミュニティセンター
(松山市湊町7丁目)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、オンラインセミナー形式に変更する場合があります。

休業法改正の解説とポイント

特定社会保険労務士
木村 貴子氏

特定社会保険労務士として100社以上の労務相談等に携わる。自身の育児と仕事の両立の経験から、両立支援にも積極的に取り組んでいる。MBA学位取得。両立支援コーディネーターとしても活躍中。



講師紹介

取得促進の環境づくり(意識改革・業務改善)

働き方改革・業務改善コンサルタント
藤原 輝氏

中小3,000社以上の人材採用コンサルタントとしての実績を持ち、現在は働き方改革の専門コンサルタントとして、延べ1,000社以上の企業支援に携わる。幅広い業種で業務改善や生産性の向上指導に定評あり。



講義&ワークで男性育休取得のための実践手法を獲得!

申込受付期間

4/27(木)▶6/8(木)

	日時	内容
制度理解 具体的手法 成果発表	第1回 セミナー 6/13(火) 13:00~16:30	講義 <ul style="list-style-type: none"> ● 男性育休が必要とされる背景と育休の現状 ● 育児・介護休業法改正の狙い、内容とポイント <hr/> ワーク <ul style="list-style-type: none"> ● 自社の課題は? グループ意見交換 ● ポイントは? 育休理解度チェック
	第2回 セミナー 7/12(水) 13:00~16:30	ゲスト講演 <ul style="list-style-type: none"> ● 「イクメン企業アワード2020」グランプリ 積水ハウス株式会社の男性育休取得促進の取り組み <hr/> 講義 <ul style="list-style-type: none"> ● 規則改定など育休制度の実務・手続きと留意点 ● 育休取得の「壁」の対処(意識改革・引継ぎ・業務改善) <hr/> ワーク <ul style="list-style-type: none"> ● 育児計画書の作成 ● 育休取得促進のアイデア出し(対応検討)
	第3回 セミナー 11/15(水) 13:00~16:30	体験談 <ul style="list-style-type: none"> ● 男性育休取得者による体験談と質疑応答 <hr/> 成果発表 <ul style="list-style-type: none"> ● 自社の取組事例発表、今後の男性育休取得推進宣言 <hr/> 交流会 <ul style="list-style-type: none"> ● 参加企業各社、関係者による交流

プレスリリース予定

※ 第1~3回の全てのセミナーにご参加ください。(一部、代理の方の参加も可)
 ※ 講義・ワークの内容は一部変更となる場合もあります。予めご了承ください。

個別支援を第1回または第2回セミナーのあとに参加企業と調整の上実施

- 男性育休取得の具体的な準備に向けた取り組みをサポート。
- 1社につき原則1回(相談内容により追加フォローも対応)、直接訪問またはWEBにて実施します。

参加お申し込みについて

事業専用ホームページ内の「申込フォーム」からお申し込みください。(メールやFAXでのお申し込みも受け付けております。)

※携帯メールアドレスはご登録いただけません。
 ※ご登録いただいた情報は適正に管理し、本事業のみに利用いたします。



参加特典

1 働き方改革取組ガイドを進呈!

男性育休の取得を促進するためには、制度を整えるだけでなく職場の働き方を見直すことも重要です。当ガイドブックを活用して働き方改革に取り組みましょう。



2 モデル企業としてPR!

男性育休取得モデル企業として、県において積極的にPRします。

専用HP

<https://hatarakikata-ehime.com>

専用サイトからのお申し込みが難しい方は、セミナー事務局までお問合せください。

☎082-264-8755 E-mail: info-consul@workin-agent.co.jp

お問合せ先

令和5年度 愛媛県働き方最適化支援事業「男性育休取得促進セミナー」事務局

【本事業受託者】

株式会社ワーキンエージェント TEL:082-264-8755 / FAX:082-577-0090

主催

愛媛県経済労働部 産業雇用局労政雇用課

TEL:089-912-2502 / FAX:089-912-2508

共催

働ナビえひめ

(愛媛県働き方改革包括支援プラザ)

「ひめボス宣言事業所」 リスタート!

愛媛県は人口減少対策、女性活躍、
仕事と家庭の両立支援に本気で取り組むため、
愛媛県版イクボス「ひめボス宣言事業所」と
「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を統合。
新制度をスタートします。



Q & A

Q1 ひめボス宣言事業所ですが、新たな手続きが必要ですか？

A1 令和5年4月以降は、新しい「ひめボス宣言事業所」になりますが、令和8年3月31日までに基本認証申請要件を満たしていただく必要があります。

Q2 ひめボス事業所plus、ひめボス事業所plus+の認定を受けていますが、奨励金を受けることはできますか？

A2 新しい「ひめボス宣言事業所」の基本認証を受けたうえで、実績を上げる必要があります。

Q3 えひめ仕事と家庭の両立応援企業は、ひめボス宣言事業所になれますか？

A3 令和5年4月以降は、新しい「ひめボス宣言事業所」になりますが、一般事業主行動計画策定満了日または令和8年3月31日までに基本認証申請要件を満たしていただく必要があります。



愛媛県ひめボス
問合せ窓口

愛媛県 ひめボス 奨励金 🔍

himeboss@pref.ehime.lg.jp

※上記問合せ窓口は、令和5年6月末までの予定です。問合せ窓口が変更になりましたら、愛媛県のホームページでお知らせします。



新しい
「ひめボス宣言事業所」
はじまります

愛媛県はやるけん!

女性活躍推進 × 仕事と家庭の両立支援 本気で応援。



新しい「ひめボス宣言事業所」認証制度はじまります



ひめボス宣言事業所 スーパープレミアム (上位認証)

1~4の要件を2つ以上(30人以上の企業は3つ以上)、5及び6の要件は必須。

上位認証申請要件

1	女性労働者の割合が国の定める平均値※以上
2	女性労働者の平均勤続年数が国の定める平均値※以上
3	女性の非正規から正社員への転換実績 または過去に在籍した女性の正社員再雇用実績
4	女性管理職の割合が国の定める平均値※以上

5	女性労働者の就業継続率80%以上
6	男性労働者の育休取得率100%

認証に対する奨励金 **100** 万円

(常時雇用する従業員300人以下の企業が奨励金支給対象)

※国の定める平均値:女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値
※認証は、要件達成のほか県の審査により決定します。



ひめボス宣言事業所 (基本認証)

1~4の要件をすべて満たすこと

基本認証申請要件

1	宣言書へ署名
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント規定の整備

実績に対する奨励金 **20** 万円

(常時雇用する従業員300人以下の企業が奨励金支給対象)

※原則奨励金メニューの女性活躍推進(A,B)から1つ以上、仕事と家庭の両立支援推進(C,D,E)から1つ以上達成。

※奨励金支給は、要件達成のほか県の審査により決定します。

	女性活躍推進	実績
A	出産育児等で退職した女性の再雇用	再雇用後6か月以上就労
B	職場環境の整備 ●女性更衣室や休憩室、トイレの整備 ●女性従業員が少ない事業所における女性採用説明会の開催 ●スキルアップや学び直しに関する制度の創設など (従業員の研修・大学院、資格取得等の費用助成等)	女性採用増加、スキルアップ等の活用実績

	仕事と家庭の両立支援推進	実績
C	男性従業員育休取得日数増加	通算1か月以上取得
D	男性従業員育休取得率向上	男性育休取得率100%
E	法定以上(小3まで)の仕事と育児の両立支援措置整備	制度利用実績



中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 318） 0898-22-8598 （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234）

「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！

○愛媛県では、「優秀勤労障がい者」の知事表彰を行っています。

愛媛県では、一般の事業所に勤務されている障がい者の方で、その障がいを克服し、「職業人」として活躍されている方を、「優秀勤労障がい者」として表彰し、そのご努力を広く県民に周知することで、ご本人をはじめ、障がい者の方の労働意欲の向上を図り、ひいては障がい者の雇用促進につなげたいと考えております。

○ご本人のためにもご推薦ください。

障がい者の方のこれまでのご努力に対する表彰であり、ご本人の励みにもなりますので、積極的なご推薦をお願いします。

推薦期限・・・令和5年8月18日（金）

推薦方法・・・「推薦書」に必要事項をご記入の上、障害者手帳又は療育手帳のコピーを添付して、下記住所宛てにご郵送ください。（推薦書の様式は、県のHPに掲載しています。検索→「愛媛県 優秀勤労障がい者知事表彰」）

※ 推薦いただいた方全員が表彰されるものではありません。なお、受賞された方のみご連絡いたしますのでご了承ください。

※ これまでに推薦いただいた方で、未受賞の方を、再度、推薦いただくことも可能です。

※ 同一事業所からの受賞者は、各年度1名のみとなりますのでご了承ください。

推薦に当たっては、必ずご本人の了解を得て、推薦してください。

また、受賞者は表彰式の後、県のホームページ等で、氏名・勤務先が公表されますのでご了承ください。

○表彰式があります。（予定）

令和5年10月開催予定の「高齢・障がい者雇用フェスタ in えひめ」において、表彰式を実施します。（愛媛県県民文化会館）

本表彰の趣旨をご理解いただき、積極的なご推薦をお願いいたします。

（お問合せ先、推薦書送付先）

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県産業人材課

TEL：089-912-2505 FAX：089-912-2508 E-mail：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるように、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

《プロジェクトの内容》

【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー
- 中小企業診断士等の専門家派遣

【女性求職者向け支援】

- キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- 県内企業の魅力発見セミナー
- 職場見学・マッチング交流会 などを予定

【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援



《専門家派遣による受入環境整備支援のご案内》

丁寧なヒアリングで貴社に合った専門家を派遣します！

お申し込み

お申し込みは下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

ヒアリング

課題等を事務局が御社へ伺いヒアリング。

マッチング

ヒアリングの結果をもとに専門家、支援内容を決定。

支援実施

専門家が策定した支援計画をもとに伴走型支援で課題を解決。

【お問い合わせ先】(TEL) 089-947-0038 (メール) ehime-seikikoyou@crie.co.jp

専用サイト



<https://ehime-joseikoyoushien.jp>

公式LINE



LINE 公式アカウントで本プロジェクトの最新情報を発信

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業を募集しています！

《概要》

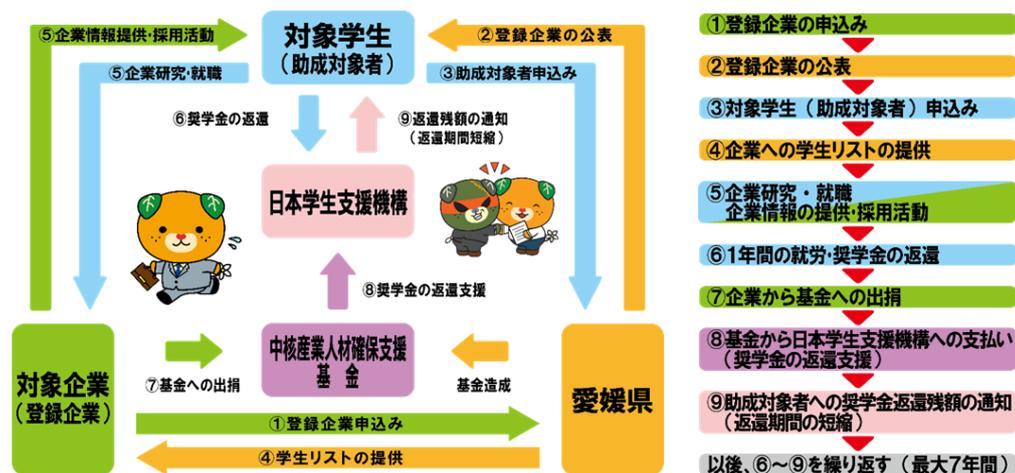
愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生等の県内定着やU・Jターン就職を促進するため、県内の登録企業に就職した場合に、県と登録企業が出捐した基金により、**奨学金の返還を助成する制度**（愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度）の**登録企業を募集**しています。

本制度の趣旨に賛同いただける県内企業のみなさまは、ぜひご登録をお願いします！

企業のメリット



中核産業人材確保支援制度の流れ



～詳細はコチラ（県 HP）～

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/kigyoubosyu.html>



《登録申請》

登録申請フォームから電子申請をお願いします。

（登録申請フォーム URL）

<https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>



愛媛県と県内企業が共同で
奨学金の返還を支援！

最大**141.1**万円
最長**7**年間助成

助成対象者を募集します

(愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 IT人材確保枠)

● 本制度の対象となる方

本制度の対象となる方は、以下の**全ての要件に該当**する方とします

- ① 日本学生支援機構の**第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- ② 情報処理推進機構が定める**ITスキル標準レベル2以上**の情報処理技術者試験に合格している方
- ③ 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年次若しくは卒業年次の方
又は 既卒者で**登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

● 制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌年9月分）の**奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額**とし、**最長7年間助成**します。（最大141.1万円）
- 助成額は、原則として日本学生支援機構に支払います（返還期間が短くなります）。

● 助成までの流れ



認定申請

申請書、履歴書、奨学金貸与証明書、資格試験の合格証明書を愛媛県に提出してください
(様式は県HPに掲載しています)



就職活動

各企業の募集案内に基づいて採用選考を受験してください
(就職先が決定した場合は、県に報告してください)



登録企業へ就職 継続して就業

本制度への登録企業に就職し、1年間（10月～翌年9月）奨学金を返還し、継続して就業した場合、助成の対象となります



交付申請

県からの案内に基づいて、交付申請書や勤務先企業の在籍証明書等を提出してください



助成

県と企業が拠出した基金から、日本学生支援機構に助成額を支払います（返還期間が短くなります）

※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承が得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。
(ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります)

志望業種・企業が決まっていなくても、まずは申請を！

● 本制度に関するお問い合わせ ●

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

TEL: 089-912-2509 E-mail: sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

HP: https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it_jinzai.html

愛媛 IT奨学金

検索



登録企業一覧

（令和4年12月31日時点・五十音順）

会社名称	市町	産業分類	主な採用予定職種								リモートワーク制度	
			プログラマー	システムエンジニア	ネットワークエンジニア	データベースエンジニア	サーバーエンジニア	ITコンサルタント	プロジェクトマネージャー	その他		
株式会社アイムービック	松山市	情報通信業		●								有り
株式会社伊予エンジニアリング	松山市	情報通信業	●	●							●	有り
株式会社 いよぎんコンピュータサービス	松山市	情報通信業	●									－
株式会社NPシステム開発	松山市	情報通信業	●	●	●	●	●					－
株式会社オフィス・クラフト	宇和島市	情報通信業	●	●	●	●	●	●	●			有り
株式会社コモテック	松山市	情報通信業	●	●		●	●	●	●			－
株式会社シスディブリンク	西条市	情報通信業	●	●		●		●	●			－
システムアーク株式会社 四国支店	松山市	情報通信業	●	●	●	●					●	－
株式会社 システムサポートサービス	松山市	情報通信業	●	●								有り
株式会社瀬戸内	今治市	専門・技術サービス業	●	●				●	●	●		有り
ソフトサイエンス株式会社	松山市	情報通信業	●	●							●	－
株式会社タイワ	新居浜市	情報通信業	●									有り
株式会社ひめぎんソフト	松山市	情報通信業	●	●	●	●						有り

労働委員会の窓（令和5年4月分）

《会議関係》

- 4月14日 第1217回愛媛県労働委員会総会
「事務局職員人事異動に伴うあっせん員候補者の委嘱について」など9件
- 4月28日 第1325回公益委員会議
「四国ブロック労働委員会会長連絡会議の議題に対する回答案について」
など2件

《個別的労使紛争関係》

- 労働相談

	相談者数	相談件数
4月	25	48
累計（4月～）	25	48

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地

メールアドレス roudou@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>

厚生労働省が設置した労災特別介護施設

ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成13年以降20年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを24時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員90人（個室70室、多床室4人×5室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約30m²の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族1人 （42%減額）	扶養親族2人 （53%減額）	扶養親族3人以上 （58%減額）
1,200,000円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000円	180,000	105,000	72,000	72,000

5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）
所在地：愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号
問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



事業主の皆さま

両立支援等助成金 (新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)をご活用ください

助成金の対象

※詳細は裏面をご参照ください

■原則として令和5年9月30日までの間に、①～④全ての条件を満たした事業主が対象です。

- ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
- ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて全ての労働者に周知した事業主であって、
- ③令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に、当該休暇を合計して20日以上取得させるとともに、
- ④男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を含む)について、休暇制度の他に妊娠中の女性労働者が勤務を続けやすくするために、自社が対応できる措置を具体的に就業規則又は労働協約に規定し、全ての労働者に周知した事業主。

助成内容

対象労働者1人当たり **20万円** ※1事業所あたり5人まで



申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年11月30日まで
※事業所単位の申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が安心して仕事を続けられる環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。



支給要件の詳細は具体的な手続き、支給申請書のダウンロードはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



■お問い合わせ窓口 (受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く)
都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)

URL : https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



対象となる労働者

■新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から**令和5年9月30日**まで。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

対象となる有給の休暇制度

■休暇制度の整備、既存の特別休暇の活用

この助成金の対象となる休暇制度を整備することが必要です。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

- * 助成金の申請に際し、制度内容が分かるものを添付する必要がありますが、就業規則等でなくてもかまいません。
- * 常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

■制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を、全ての労働者が知ることができるよう、適切な方法で周知を行うことが必要です。

- (例)
- ・ 事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する
 - ・ 制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
 - ・ 電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置

■男女雇用機会均等法第12条

事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導または健康診査を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

■男女雇用機会均等法第13条

妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合は、その女性労働者が、受けた指導事項を守ることができるようにするために、事業主は、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じなければなりません。

男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置のモデル規定

(母性健康管理措置)

第○条 妊娠中及び出産後1年以内の女性社員から申出があった場合は、原則として希望する日時に必要な時間を勤務時間内の通院時間として与える。通院時間は有給（※1）とする。

第○条 妊娠中及び出産後1年以内の女性社員が、妊産婦のための健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合は、その指導に基づき、時差出勤又は勤務時間の短縮（、作業の制限、テレワーク）（※2）を認める。勤務時間のうち短縮した時間や休業中の時間は無給（※1）とする。

※1 母性健康管理措置に基づき働かなかった分の賃金については、ノーワーク・ノーペイの原則に基づき無給として差し支えありませんが、一部有給とすることもできます。また、母性健康管理措置の申出・利用を理由とした不利益取扱いは禁止されています。

※2 「妊娠中の女性労働者が勤務を続けやすくするための措置」には、テレワークや対人業務の免除などが考えられます。休業だけでなく、感染のおそれが低い勤務形態で就業継続できるように自社で利用可能な措置を工夫して講じてください。

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について



対象期間が令和5年9月30日まで延長されます。

妊娠中の女性が新型コロナウイルス感染症に感染すると、重症化するリスクが高いとされており、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって感染への大きな不安やストレスを抱える場合があります。こうした状況を踏まえ、母性健康管理が適切に行われるよう、**男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置**を定めています。

▶▶母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における**新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響**があるとして、**主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。**
- 本措置の対象期間は、**令和2年5月7日～令和5年9月30日**です。

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため**母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）**を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、主治医等からの指導がなくても、時間外、休日労働、深夜業の制限等を請求できます（労働基準法）。

女性の心とからだの健康をサポートするサイト
「働く女性の心とからだの応援サイト」内
「妊娠出産・母性健康管理サポート」ページ
https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/index_bosei.html



職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



母性健康管理指導事項連絡カードの活用方法

母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「働く女性の心とからだの応援サイト」からダウンロードできます。
また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。

① 保健指導・健康診査を受ける

妊娠中・出産後1年以内の女性労働者

③ 母健連絡カードを提出し、措置を申し出る

主治医等
(健康診査等を行う
医師、助産師)

② 母健連絡カードに
指導事項を記載する

④ 指導事項に基づき、
必要な措置を講じる



(表) 母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 氏名 医師等氏名 年月日

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2~4の措置を講ずることが必要であると認めます。

1. 氏名等

氏名	妊娠週数	週	分娩予定日	年月日
----	------	---	-------	-----

2. 指導事項

措置が必要となる症状等	指導事項(該当する指導事項に○を付けてください。)	標準措置	指導事項
つわり、妊娠悪阻、貧血、めまい立ちくらみ、腹部緊満感、子宮収縮、腹痛、性器出血、腰痛、痔、静脈瘤、浮腫、手や手の痛み、頻尿、排尿時痛、尿感、全身倦怠感、動悸、頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊娠糖尿病、赤ちゃん(胎児)が選数に比べ小さい、多胎妊娠(胎)、産後体調が悪い、妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、合併症等		休業 入院加療 自宅療養 勤務時間の短縮	身体的負担の大きい作業(注) 長時間の立作業 同一姿勢を強制される作業 腰に負担のかかる作業 寒い場所での作業 長時間作業場を離れることのできない作業 ストレス・緊張を多く感じる作業

3. 標準措置に関する具体的な内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項

4. その他の指導事項

指導事項を守るための措置申請書

所属 氏名

表

措置の具体的な内容は、産業医等の助言に基づき、女性労働者と話し合って定めることが望ましいものです。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が必要な場合には、主治医等がカード表面の「特記事項」の欄に指導内容を記入します。

(記入例)
新型コロナウイルス感染症の感染のおそれの低い作業への転換又は出勤の制限(在宅勤務・休業)の措置を講じること。

裏面には「症状等に対して考えられる措置の例」を記載しています。参考にしてください。

(裏)

症状等	措置の例
吐き気、嘔吐	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など
めまい、のぼせ、立ちくらみ	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など
腹痛、腰痛、子宮収縮	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など
頻尿、排尿時痛、尿感	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など
動悸、全身倦怠感	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など
頭痛	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など
血圧の上昇	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など
蛋白尿	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など
妊娠糖尿病	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など
赤ちゃん(胎児)が選数に比べ小さい	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など
多胎妊娠(胎)	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など
産後体調が悪い	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など
妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、合併症等	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、寒い場所での作業)の制限、休日の配慮 など

- 男女雇用機会均等法により、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする解雇等不利益取扱いは禁止されています。
- また、職場におけるいわゆるマタニティハラスメントには、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へご相談ください。

雇用環境・均等部(室)所在地一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

(表)
母性健康管理指導事項連絡カード

年 月 日

事業主 殿

医療機関等名

医師等氏名

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1. 氏名 等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年 月 日
----	--	------	---	-------	-------

2. 指導事項

症状等 (該当する症状等を○で囲んでください。)

措置が必要となる症状等
つわり、妊娠悪阻、貧血、めまい・立ちくらみ、 腹部緊満感、子宮収縮、腹痛、性器出血、 腰痛、痔、静脈瘤、浮腫、手や手首の痛み、 頻尿、排尿時痛、残尿感、全身倦怠感、動悸、 頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊娠糖尿病、 赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい、 多胎妊娠(胎)、産後体調が悪い、 妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、 合併症等()

指導事項 (該当する指導事項欄に○を付けてください。)

標準措置		指導事項
休業	入院加療	
	自宅療養	
勤務時間の短縮		
作業の制限	身体的負担の大きい作業(注)	
	長時間の立作業	
	同一姿勢を強制される作業	
	腰に負担のかかる作業	
	寒い場所での作業	
	長時間作業場を離れることのできない作業	
ストレス・緊張を多く感じる作業		

(注) 「身体的負担の大きい作業」のうち、特定の作業について制限の必要がある場合には、指導事項欄に○を付けた上で、具体的な作業を○で囲んでください。

標準措置に関する具体的内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項

--

3. 上記2の措置が必要な期間

(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間(月 日～ 月 日)	
2週間(月 日～ 月 日)	
4週間(月 日～ 月 日)	
その他(月 日～ 月 日)	

4. その他の指導事項

(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置 (在宅勤務を含む。)	
妊娠中の休憩に関する措置	

指導事項を守るための措置申請書

年 月 日

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

所属

事業主 殿

氏名

(裏)

(参考)症状等に対して考えられる措置の例

症状名等	措置の例
つわり、妊娠悪阻	休業(入院加療)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、においがきつい・換気が悪い・高温多湿などのつわり症状を増悪させる環境における作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
貧血、めまい・立ちくらみ	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(高所や不安定な足場での作業)の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹部緊満感、子宮収縮	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、長時間作業場所を離れることのできない作業)の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹痛	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
性器出血	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
腰痛	休業(自宅療養)、身体的に負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、腰に負担のかかる作業)の制限 など
痔	身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
静脈瘤	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
浮腫	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
手や手首の痛み	身体的負担の大きい作業(同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
頻尿、排尿時痛、残尿感	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業(寒い場所での作業、長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、休憩の配慮 など
全身倦怠感	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、休憩の配慮、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
動悸	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
血圧の上昇	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
蛋白尿	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限 など
妊娠糖尿病	休業(入院加療・自宅療養)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置(インスリン治療中等への配慮) など
赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
多胎妊娠(胎)	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
産後体調が悪い	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
合併症等(自由記載)	疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置、もしくは上記の症状名等から参照できる措置 など

2023年4月から、従業員1,000人を超える企業は 男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です！

★育児・介護休業法の改正

令和5（2023）年4月から、常時雇用する労働者が1,000人を超える企業の事業主は、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表する**ことが義務付けられています。

※公表義務企業以外の企業の皆様も、男性の育児休業等取得率の公表し、仕事と子育て等を両立しやすい職場環境整備に取り組みましょう！

★公表内容

①育児休業等の取得割合 又は ②育児休業等と育児目的休暇取得割合

★公表方法

インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、10万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト
両立支援のひろば



<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

★公表期限

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、**公表前事業年度終了後、おおむね3か月以内**に公表してください。

事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安は以下のとおりです。

事業年度末 （決算時期）	初回公表期限	事業年度末 （決算時期）	初回公表期限
3月	令和5（2023）年6月末	9月	令和5（2023）年12月末
4月	令和5（2023）年7月末	10月	令和6（2024）年1月末
5月	令和5（2023）年8月末	11月	令和6（2024）年2月末
6月	令和5（2023）年9月末	12月	令和6（2024）年3月末
7月	令和5（2023）年10月末	1月	令和6（2024）年4月末
8月	令和5（2023）年11月末	2月	令和6（2024）年5月末

※育児休業は「子を養育するための休業」であり、男女がともに育児に主体的に取り組むために、労働者が希望するおりの期間の休業を申出・取得できるよう、事業主は上司・同僚の理解も含めて育児休業を取得しやすい雇用環境を進めましょう。

《改正育児・介護休業法に関する最新情報》

厚生労働省ホームページ

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

お問い合わせ

愛媛労働局雇用環境・均等室 ☎ 089-935-5222

労働保険に関するお知らせ

労働保険のお知らせ

令和5年度労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（木）～7月10日（月）です。

最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です》

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚生労働省ホームページでもご覧いただけます。

労働保険のお手続きに「電子申請」をぜひご活用ください！（自宅やオフィスから24時間いつでも申告・納付が可能です。）

年度更新申告書
書き方パンフレット



労働保険電子申請
特設サイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働保険の「電子申請」に関するお知らせ

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください！

自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。

また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

○労働保険の電子申請手続は「e-Gov」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)から行うことができます。

○労働保険関係手続（一部手続を除く）は、GビズIDを利用して手続することができます。

○労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイトへ！

電子申請手続
e-Gov



労働保険電子申請
特設サイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署